

中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本設計及び実施設計等
業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 委託業務名

中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本設計及び実施設計等業務委託

(2) 業務内容

中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本設計及び実施設計等（詳細は中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本設計及び実施設計等業務委託仕様書（案）及び特記事項（案）による。）

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 予定価格（契約上限額）※消費税及び地方消費税は10%で計算

371,118千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 発注者

小平市長

(6) 委託事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式による。

(7) 委託料の支払い方法（契約上限額の場合）

令和3年度 111,336千円（前金払い）

令和6年度 259,782千円（業務履行後払い）

2 プロポーザル実施の日程

(1) 実施要領等の配布期間

令和3年7月19日（月）から8月18日（水）まで

(2) 参加申出書等の受付期間

令和3年7月19日（月）から8月18日（水）まで

(3) 参加申出書に係る質問書の受付期間

令和3年7月21日（水）から7月30日（金）まで

(4) 参加申出書に係る質問書の回答

令和3年8月6日（金）

(5) 参加事業者の選定

令和3年8月25日（水）

(6) 指名通知書の発送

令和3年8月26日（木）

(7) 提案書等の受付期間

令和3年8月27日（金）から令和3年9月15日（水）まで

(8) 提案書等に係る質問書の受付期間

令和3年8月27日（金）から令和3年9月2日（木）まで

- (9) 提案書等に係る質問書の回答
令和3年9月9日(木)
- (10) 提案書等における事前質疑の発送
令和3年9月24日(金)
- (11) 提案書等における事前質疑の回答期限
令和3年9月29日(水)
- (12) 第一次審査
令和3年10月5日(火)
- (13) 第一次審査結果通知の発送
令和3年10月8日(金)
- (14) 第二次審査
令和3年10月下旬以降
- (15) 第二次審査結果通知の発送
令和3年10月下旬以降

※日程は市の都合により変更する可能性あり

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は次の(1)から(8)までのいずれにも該当し、かつ(9)を満たす単体企業又はその単体企業を代表者(以下「主たる構成員」という。)とする共同企業体(以下「JV」という。)とする。ただし、JVの場合は、構成員数は2者以内、構成員の出資比率は30%以上とし、主たる構成員は最大出資比率の構成員とする。(※出資比率とは、「①共同企業体運営のための財産的基礎を構成員間でどのように分担するか。②当設計等業務委託により生じる利益の配分(あるいは損失の分担)の割合。」をいう。)

なお、JVを構成する企業は、(1)の本文については主たる構成員が該当するものとし、(2)から(9)までについては全ての構成員において、いずれにも該当するものとする。

- (1) 参加事業者において、平成23年4月1日以降に、延べ床面積5,000㎡以上の新築による公共施設(平成31年国土交通省告示第98号別添2による建築物の類型四又は類型十二の第1類又は第2類(他の類型との複合用施設の場合は、建築物の延べ床面積のうち、5,000㎡以上の面積が類型四又は類型十二の第1類又は第2類)の用途であるものに限る。)の基本設計または実施設計の実績(設計業務の契約履行が当プロポーザルの提案書類の受付期限日現在において完了しているもの)を有し、証明書の提出等によりその事実を証明できること。
- (2) 当該契約の締結までに、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる建設工事等競争入札参加資格において、申請種目「建築設計(11)」の「小平市」の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 小平市若しくは国又は他の地方公共団体において指名停止中でないこと。
- (5) 不渡り手形の発行等により金融機関からの取引を停止されていないこと。
- (6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。)にないこと。ただし、小平市が経営不振の状態

を脱したと認めた場合は除く。なお、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約できない。

- (7) 小平市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、同項第2号に規定する暴力団員又は同項第3号に規定する暴力団関係者等と関係を有しないこと。
- (8) 個人情報の機密情報等の取扱いに係る社内規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (9) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項に基づく1級建築士事務所の登録が行われていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。

4 参加における制限

- (1) 参加事業者からの応募は1点のみとする。
 - (2) 参加事業者は、連名による応募はできない。
 - (3) 参加事業者が単体企業である場合、当プロポーザルにおいて、他のJVの構成員となることはできない。
 - (4) 参加事業者がJVである場合、その主たる構成員を含む構成員は当プロポーザルにおいて、他の参加事業者であるJVの構成員となることはできない。
 - (5) 参加事業者が業務を再委託する協力事務所は、当プロポーザルにおいて、他の参加事業者の単体企業及びJVの主たる構成員を含む構成員となることはできない。
 - (6) JVの構成員の脱退は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市及び他の構成員の承諾を得て脱退することができる。
- ※ 参加事業者が業務を再委託する協力事務所が、他の参加事業者の協力事務所となることは妨げない。

5 配置技術者の条件等

(1) 設計業務の配置予定技術者

参加事業者は次に定める実績及び資格を有する技術者を各1名ずつ配置すること。また、配置予定技術者の兼務はしないこと。

各配置予定技術者はいずれも、平成23年4月1日以降に、延べ床面積5,000㎡以上の新築による公共施設（平成31年国土交通省告示第98号別添2による建築物の類型四又は類型十二の第1類又は第2類（他の類型との複合用施設の場合は、建築物の延べ床面積のうち、5,000㎡以上の面積が類型四又は類型十二の第1類又は第2類）の用途であるものに限る。）の基本設計又は実施設計業務に携わった実績（設計業務の契約履行が当プロポーザルの提案書類の受付期限日現在において完了しているもの）を有すること。なお、管理技術者においては、管理技術者として携わった実績を有すること。

① 管理技術者

ア 以下のいずれかの資格を有すること。

（ア）技術士 総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）

（イ）技術士（建設部門／都市及び地方計画）

（ウ）一級建築士

イ 参加事業者の組織（JVの場合は主たる構成員）に所属していること。

ウ 参加申出書の受付日以前に参加事業者と3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

② 意匠担当主任技術者

ア 一級建築士の資格を有すること。

イ 参加事業者の組織（JVの場合は主たる構成員又は構成員）に所属していること。

ウ 参加申出書の受付日以前に参加事業者と3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

③ 構造担当主任技術者

ア 構造設計一級建築士の資格を有すること。

④ 電気設備担当主任技術者

ア 建築設備士又は技術士（電気電子部門）の資格を有すること。ただし、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

⑤ 機械設備担当主任技術者

ア 建築設備士又は技術士（衛生工学部門）の資格を有すること。ただし、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者のいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

⑥ その他

参加事業者において新たな分担業務分野を（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン等）を追加する場合は、新たに追加する分担業務分野の主任担当技術者の経歴等（様式11）を提出すること。

※ 各配置技術者の担当業務範囲は、平成31年国土交通省告示（以下、「告示」という。）第98号において示される下記の範囲とする。なお、主任技術者とは、統括管理者の下で各分担業務分野における技術者を総括する役割を担う者をいう。

分担業務分野	業務内容
意匠担当主任技術者	告示第98号別添1第1項第1号ロ（1）表中（1）「総合」
構造担当主任技術者	同上（2）「構造」
電気設備担当主任技術者	同上（3）「設備」（i）電気設備
機械設備担当主任技術者	同上（3）「設備」（ii）給排水衛生設備、（iii）空調換気設備、（iv）昇降機等

(2) 土地利用及び交通計画検討業務の配置予定技術者

参加事業者は次に定める実績及び資格を有する者1名の配置をすること。

① ランドスケープデザイン担当主任技術者（当エリア全体の最適な交通動線等の検討及び当エリア全体の調和が取れた外構設計を含む）

ア 平成23年4月1日以降に、当事業エリアの設計するに相応しい類似業務に携わった実績（設計業務の契約履行が当プロポーザルの提案書類の受付期限日現在において完了しているもの）を有すること。

イ 以下のいずれかの資格を有すること。

（ア）技術士（建設部門／都市及び地方計画）

（イ）RCCM（都市及び地方計画）

(3) 公的不動産活用方策検討業務の配置予定技術者

参加事業者は次に定める実績及び資格を有する者1名の配置をすること。

① 公的不動産活用方策検討技術者

ア 平成23年4月1日以降に、公的不動産の利活用に関する検討業務（民間活力の導入可能性調査及びアドバイザー業務）、或いは、公共施設の整備に関する基本構想または基本計画策定業務に携わった実績（設計業務の契約履行が当プロポーザルの提案書類の受付期限日現在において完了しているもの）を有すること。

イ 技術士（建設部門／都市及び地方計画）の資格を有すること。

(4) 分担業務分野の再委託

- ① 意匠分野の再委託を禁止する。ただし、トレース、パース等については、再委託を認めるものとする。
- ② 構造分野の再委託を行う場合は、構造分野の再委託先に、建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士が所属していること。
- ③ 設備分野の再委託を行う場合は、設備分野の再委託先に、建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士が所属していること。

※ 協力事務所及びJV構成員の企業に属する配置技術者の配置の制限は、下表による。

凡例 ○：該当する企業から配置 △：該当する企業のいずれかから配置

◆：協力事務所から配置可能 -：該当する企業からの配置は不可

	配置技術者	単体企業		JV		
		単体企業	協力事務所	主たる構成員	構成員	協力事務所
①	管理技術者	○	-	○	-	-
②	意匠担当主任技術者	○	-	△	△	-
③	構造担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
④	電気設備担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
⑤	機械設備担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
⑥	ランドスケープデザイン主任担当技術者	○	◆	△	△	◆
⑦	公的不動産活用方策検討技術者	○	◆	△	△	◆

※解体工事設計については、協力事務所から配置可能とする。

6 実施要領の配布

(1) 配布期間

令和3年7月19日（月）から8月18日（水）まで

(2) 配布場所

小平市ホームページの「市政情報」－「事業者向け」－「入札・契約」に掲載する。

(3) 配布方法

小平市ホームページの「市政情報」－「事業者向け」－「入札・契約」から、実施要領ほかファイルをダウンロードして使用すること。

※ 下記 7 (6) でも配布する。

7 参加申出書の提出

(1) 提出書類

番号	書類名	様式	正本	副本
①	参加申出書	様式 1	○	×
②	J Vを証明する書類 (J V協定書の写し) ※該当する場合のみ	様式 2	○	×
③	委任状 (企業体用) ※該当する場合のみ	様式 3	○	×
④	委任状 (代理人用) ※該当する場合のみ	様式 4	○	×
⑤	参加事業者の業務実績	様式 5	○	×
⑥	様式 5 の実績及び資格等を証明する書類 (資格者証の写し等)	—	○	×

(2) 留意事項

① 参加事業者の業務実績 (様式5)

「3 参加資格」(1)に該当する業務の実績を記入すること。

ア 実績が複数ある場合は、用途は同一よりも異なる用途を優先的に記載すること。

イ 記載した業務については、基本設計または実施設計の実績 (設計業務の契約履行が当プロポーザルの提案書類の受付期限日現在において完了しているもの) が証明できる書類 (基本設計等の概要版、写真、パース、契約書の写し等) を該当箇所が分かるようマークすること。

(3) 提出部数

正本 1 部 (代表者印が必要なものは押印したもの)

(4) 提出期限

令和 3 年 8 月 1 8 日 (水)

(5) 提出方法

持参又は郵送による。

(6) 提出場所

小平市役所 (本庁舎2階) 企画政策部公共施設マネジメント課施設マネジメント担当
〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地
電話 042-346-9557 (直通)
メールアドレス facility-mg@city.kodaira.lg.jp

※ 持参の場合は、土日祝日その他閉庁日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとなるが、提出場所へ電話にて持参意向を告げること。

※ 郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵送事故等については参加者のリスク負担とする。

(7) 質問の受付及び回答

① 質問期間と回答期限

参加申出書に係る質問書

質問：令和3年7月21日（水）から7月30日（金）まで

回答：令和3年8月6日（金）

② 質問先

(6) 提出場所と同じ。

③ 提出方法

上記の電子メールアドレスあてに、「質問書」（様式16）を添付ファイルで送信する。受付後、受付完了メールを返信するので、確認すること。なお、電子メールの件名には、【公共施設マネジメント課業務委託の参加申出に係る質問】と付すこと。

④ 回答方法

回答は一括して回答書としてとりまとめ、小平市ホームページに掲載する。回答書は実施要領の追加又は修正とみなす。

8 参加事業者の指名

参加申出書を提出した事業者には、参加資格の有無を審査した上で、指名通知書（様式6）を送付する。

9 選考書類の提出

(1) 提出書類

①から⑬の順序で製本し、インデックスを付け、A4ファイル（表紙と背表紙に本業務名と参加者名を記載すること。）で提出すること。また、7（1）及び9（1）の提出書類の電子データ（PDF形式）を保存したCD-R（本業務名、参加者名、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義年月日又はパターンファイルバージョン、ウイルス対策ソフトによるチェックを行った年月日）を表示したラベルを貼付すること。）を提出すること。

番号	書類名	様式	正本	副本
①	選考書類届出書	様式7	○	×
②	参加事業者の事務所及び協力事務所の体制	様式8	○	×
③	協力事務所の名称等 ※該当する場合のみ	様式9	○	×
④	管理技術者の経歴	様式10	○	×
⑤	各担当主任技術者の経歴	様式11	○	×
⑥	新たに追加する分担業務分野の担当主任技術者の経歴 ※該当する場合のみ	様式12	○	×
⑦	ランドスケープデザイン主担当任技術者の経歴	様式13	○	×
⑧	公的不動産活用方策検討技術者の経歴	様式14	○	×
⑨	提案書 ※A3版片面4枚	任意様式	○	○
⑩	見積書及び内訳書	任意様式	○	○
⑪	様式10から14までの実績及び資格等を証明する書類（資格者証の写し等）	—	○	×
⑫	参加事業者と管理技術者及び意匠担当主任技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険証の写し等）	—	○	×

⑬	参加事業者の会社案内（社業の内容が記載されたもの） ※当書類は評価対象としない。	—	○	×
---	---	---	---	---

(2) 留意事項

- ① 管理技術者の経歴（様式 10）・各担当主任技術者の経歴（様式 11）・ランドスケープデザイン主任担当技術者の経歴（様式 13）・公的不動産活用方策検討技術者の経歴（様式 14）

ア 「5 配置技術者の条件等」に該当する業務の実績を記入すること。

イ 記載した業務については、実績が証明できる書類（基本設計等の概要版、写真、パース、契約書の写し等）を該当箇所が分かるようマーカーすること。

② 提案書

ア 以下（ア）～（エ）の内容を踏まえ、任意の様式でテーマごとにA 3版片面1枚（計4枚）にまとめること。

（ア） 業務実施方針について

（イ） 土地利用計画、建築計画及び施工計画に関する考え方

（ウ） 複合施設のコンセプトの考え方

（エ） 複合施設の機能、ライフサイクルコスト等の低減、環境負荷軽減の考え方

イ 文字は10.5ポイント以上とし、横書きとすること。

ウ 視覚的表現に関しては、「建築設計業務委託の進め方 ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー 平成30年5月全国営繕主管課長会議」（国土交通省）49～53ページによること。

③ 見積書

ア 「小平市長 小林 洋子」を宛先とすること。

イ 実施項目ごとの詳細が分かるよう、内訳を設けて見積書を作成すること。

ウ 金額は税抜きの総価とすること。

エ 見積額の有効期間は、契約を締結するまでとすること。

オ 代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

(3) 選考書類作成の注意事項

副本には、事業者名を特定することができる内容の記述（具体的な商号又は名称等）をしないこと。（JV構成員及び協力事務所名も同様とする。）

(4) 提出部数

①正本1部（代表者印が必要なものは押印したもの）

②副本15部（正本がカラー印刷の場合は、副本もカラー印刷とすること。）

(5) 提出期限

令和3年9月15日（水） 午後5時まで（厳守）

(6) 提出方法、提出場所

7（5）及び（6）と同じ。

(7) その他

・提出期限以降の追加及び変更は認めない。

・提案書の提出時に参加事業者による、くじ引きにより、当プロポーザルにおける参加事業者名（「A者」等）を決定する。郵送による提出の場合は市が参加事業者に代わり、くじ

を引くこととする。なお、この参加事業者名のアルファベットを審査順とする。

(8) 質問の受付及び回答

① 質問期間と回答期限

提案書に係る質問書

質問：令和3年8月27日（金）から令和3年9月2日（木）まで

回答：令和3年9月9日（木）

② 質問先

7（6）と同じ。

③ 提出方法

7（6）の電子メールアドレスあてに、「質問書」（様式16）を添付ファイルで送信する。受付後、受付完了メールを返信するので、確認すること。なお、電子メールの件名には、【公共施設マネジメント課業務等委託の提案書に係る質問】と付すこと。

④ 回答方法

回答は一括して回答書としてとりまとめ、小平市ホームページに掲載する。回答書は実施要領の追加又は修正とみなす。なお、参加申出書を提出していない者の質問に対する回答は行わない。

10 審査委員会等

(1) 審査委員会の設置

公募型プロポーザル方式による提案書の審査を厳正かつ公平に行うため、審査委員会を置き、当該業務に最も適した参加事業者の特定までに関わる審査を行う。

(2) 審査委員会の構成

	所属・役職 等
委員長	小平市 企画政策部行政経営担当部長
委員	千葉工業大学 創造工学部 デザイン科学科 准教授 倉斗 綾子
委員	武蔵野美術大学 建築学科 教授 鈴木 明
委員	大阪大学大学院工学研究科 地球総合工学専攻 招聘研究員 国土交通省PPPサポーター 天米 一志
委員	小平市 企画政策部公共施設マネジメント課長
委員	小平市 総務部検査担当課長
委員	小平市 健康福祉部地域包括ケア推進担当課長
委員	小平市 都市開発部公共工事担当課長
委員	小平市 都市開発部施設整備課長
委員	小平市 中央公民館長

11 選考方法

(1) 評価の視点及び配点

技術提案テーマ	評価の視点	配点
業務実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の公共施設マネジメントの課題を把握し、本業務の意図や基本計画の内容を理解しているか。 ・業務実績、実施体制、配置予定者の経験及び能力については十分であるか。 ・市民参加の実施方法について、意見の収集から精査・反映まで具体的かつ効果的なものか。 ・事業を円滑に実施するための設計工程の提案及び事業全体のスケジュール等について、具体的かつ実現可能なものか。 	23点
【提案テーマ1】 土地利用計画、建築計画及び施工計画に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性に配慮した配置計画として効果的なものか。 ・将来的な関連施設（当事業において既存のままとする施設）の更新性に配慮した配置計画として効果的なものか。 ・関連施設（当事業において既存のままとする施設）との連続性に配慮した配置計画は効果的なものか。 ・財政負担の低減に配慮した配置計画は効果的なものか。 ・（仮称）新建物及び周辺にある公共施設の必要な駐車場数の配置、渋滞緩和及び歩行者等の通行の安全の確保など、周辺環境への影響に配慮した配置計画は効果的なものか。 	24点
【提案テーマ2】 複合施設のコンセプトの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ床面積約10,000㎡を上限8,000㎡に縮減する中でも、よりコンパクトに、かつ、より利便性の高い施設とする提案は効果的なものか。 ・目的の異なる機能（行政事務機能・生涯学習機能・集会室機能）が同一の建物に設置されるため、動線や配置に配慮した施設の提案は効果的なものか。 ・多世代交流、仲間づくり、趣味、娯楽、憩いの場であり、市民活動への関心を高め、地域課題の担い手、次の時代の公共の担い手育成の場とする提案は効果的なものか。 	15点
【提案テーマ3】 複合施設の機能、ライフサイクルコスト等の低減、環境負荷軽減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに配慮したフロア構成、ゾーニング等の考え方は効果的なものか。 ・災害時の災害対策本部の運営について、本庁舎を補完する機能として配慮したフロア構成、ゾーニング等の考え方は効果的なものか。 ・新型コロナウイルス等の感染症対策など、市民が安心して利用できる施設の提案は効果的なものか。 ・市民ニーズの変化、行政を取り巻く環境等時代の変化（DXを含む）に柔軟に対応できる施設の考え方は効果的なものか。 ・建設コストの縮減、ランニングコストの低減に配慮したライフサイクルコストの考え方は効果的なものか。 ・省エネと再生可能エネルギーの活用による創エネ、緑化、非化学物質使用などによる環境に配慮した考え方は効果的なものか。 	18点
見積書	—	20点

(2) 提案書等における事前質疑

提出のあった提案書に記載している内容について疑義がある場合、提案書の提出があった後、提案者に対して書面（様式17）により質疑を行い、回答を求めることがある。なお、質疑回答はメールで行い、詳細については質疑送付時に通知する。また、回答にあたっては、提案書の内容変更や追加は認めない。

質疑：令和3年9月24日（金）

回答期限：令和3年9月29日（水）

(3) 第一次審査（書類審査）の内容等

① 評価事項

提案書等に対する的確性、整合性、創造性及び実現性等、また、当業務の理解度、取り組み意欲及び見積額を評価する。

② 評価基準

ア 各審査委員は、提案書等について、上記（1）の評価の視点に対して、上記①の評価事項に沿って点数を付与する。

イ 上記（1）「見積書」の価格点の算出方法は下記のとおりとする。

比例計算方式 $20点 \times (1 - \text{見積価格} / \text{予定価格})$

ウ 上記ア及びイの合計を各審査員の評価点とする。

エ 上記ウの各審査委員の評価点を合計し審査委員会の評価点を算出する。

③ 審査方法

審査委員会は、提案書等を基に、上記①及び②のとおり評価を行い、点数の高い上位4事業者以内を選考し、第一次審査通過者とする。同得点の事業者が2者以上ある場合は、そのうち、審査委員の評価順位において最も上位とした審査委員が多いものから上位とする。なお、第一次審査の評価点については第二次審査に持ち越さない。第一次審査（書類審査）は、令和3年10月5日（火）の実施を予定する。

④ その他

ア 参加事業者が1事業者のみの場合でも、審査を実施する。

イ 審査の結果、いずれの提案も本実施基準で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の内容等

① 評価事項

(3) ①と同じ。

② 評価基準

(3) ②と同じ。

③ 審査方法

審査委員会は、提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、上記①及び②のとおり評価を行い、最高得点の事業者を最も適した事業者と特定する。最高得点の事業者が2者以上ある場合は、最高得点の事業者のうち、審査委員の評価順位において最も上位とした審査委員が多い事業者を特定する。

④ プレゼンテーション及びヒアリング

ア 1事業者あたり50分（入退場準備等5分、プレゼンテーション20分、ヒアリング2

5分)程度で、提案書の内容に基づき実施する。この第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)は、令和3年10月下旬以降の実施を予定。

イ プレゼンテーション、ヒアリング審査は非公開とする。また、提案書の内容をパソコン、プロジェクタを利用して説明すること。本業務を担う管理技術者及び意匠担当主任技術者の出席は必須とし、5人以内(パソコン設置及び操作者含む)とする。

ウ 会場に用意するプロジェクタ及びスクリーンの使用は可とする。

エ 審査は非公開で行うものの、審査委員の一部がWEB(Zoom)により、審査を行う可能性があるため、Zoom用のパソコン(パワーポイントのデータを入れたもの)、ポケットWi-Fi等の機器を持参すること。

オ プレゼンテーション及びヒアリングにおいても、事業者名等は非公開で行う。

⑤ その他

ア 参加事業者が1事業者のみの場合でも、審査を実施する。

イ 審査の結果、いずれの提案も本実施基準で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の特定を行わないことがある。

1.2 審査結果の通知

(1) 第一次審査

結果通知は令和3年10月8日(金)に書面(様式18)により通知する。

(2) 第二次審査

結果通知は令和3年10月下旬以降に書面(様式19)により通知する。最も適した事業者を契約交渉順位第1位に決定する。なお、契約交渉順位第1位の事業者が辞退した場合、また、契約までに参加資格を喪失した場合は、次点の事業者が繰り上がり、契約交渉の権利を有する。

(3) 審査結果の公表

審査結果は小平市ホームページで公表する。

1.3 失格基準

参加事業者が次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

(1) 選考書類が次のいずれかに該当する場合

① 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しない場合。

② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しない場合。

③ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。(プレゼンテーション及びヒアリングを含む。)

⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。

(2) 審査委員会及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。

(3) 見積書の金額が予定価格を超える場合。

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。

1.4 提出された書類等の取扱い

- (1) 提出書類の取扱い
 - ① 提出された書類は、返却しない。
 - ② 提出された書類は選考を行う作業に必要な場合、市において複製を作成することがある。
 - ③ 提出された書類はプロポーザルに係る記録として、市において使用する。
 - ④ 提出された提案書の著作権は作成者に帰属するが、市の許可なく提案内容を公表、使用することはできない。
 - ⑤ 特定したプロポーザルに係る著作権は作成者に帰属するが、本事業の範囲内に限り市が無償で使用する（公表を含む）権利を有する。
 - ⑥ 提出された書類等について情報公開請求があった場合は、小平市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 小平市より受領した資料の取扱い
プロポーザルに係る書類の作成のために市より受領した資料は、市の許可なく公表・使用することはできない。

1.5 その他

- (1) 参加申出書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 15）を事務局まで提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として、以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるものとする。
- (4) 提出期限までに参加申出書を提出しなかった事業者は、提案書等を提出することはできない。
- (5) プロポーザルに係る資料の作成に要した費用、旅費、その他このプロポーザル参加に関し要した費用は、事業者側の負担とする。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした者に対して指名停止措置をとることがある。
- (7) 配置技術者は原則として変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、市の了解を得なければならない。
- (8) 提案した全ての内容の契約を保証するものではなく、また市は提案書の内容全てに拘束されるものではない。契約に係る業務内容は市との協議によって決定する。
- (9) 審査にあたり受注者が提出した見積書の価格を上限として契約を締結する。
- (10) 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は、プロポーザルを中止することがある。
- (11) この実施要領に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

1.6 参考資料

- (1) 案内図兼全体配置図
- (2) 建物等一覧表（参考）
- (3) 付紙第 1、第 2、第 3 建築工事履歴簿
- (4) 地盤調査委託仕様書
- (5) 地盤調査特記事項

- (6) 中央公民館の配置図、平面図
- (7) 健康福祉事務センターの配置図、平面図
- (8) 福社会館の配置図、平面図
- (9) 中央公民館 サービス概要
- (10) 健康福祉事務センター サービス概要
- (11) 福社会館 サービス概要
- (12) 小平市役所 サービス概要
- (13) 健康センター サービス概要
- (14) 中央図書館 サービス概要